

意見書及び公聴会における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解

- 意見書の提出総数 1通
 ○公聴会における公述人の公述 2組(起業者含む。)

【一般国道120号改築工事(椎坂バイパス・群馬県沼田市利根町園原字雨堤地内)等】

意見書及び公述の要旨		認定庁の見解
事業計画 (道路構造)	① トンネルの出口から実家まで100mしかなく、今でさえ国道120号と並行に実家が建っており、事故が多発しているのに、今度は角度がついてトンネルを出てからすぐ100mで実家の前を通っていくことになる。隣接構造物がある場合は設計してはならないと決まっている。	本件事業計画は、道路構造令に基づき安全性を確保した上で計画されており、左記の箇所における事業計画についても、現道との交差部も含め、隣接構造物との位置関係も考慮した適切な事業計画であると考えられる。 また、運用面においても、安全対策として、取付道路からの流入時における一時停止やトンネル坑口付近における注意掲示板の設置等も計画されている。
起業者 (地権者への説明)	① 起業者は、土地所有者である私と一度も会うことがなく、交渉等は皆無な状態であったのに、秘密裏に事業認定の申請をし、その後の手続を進行しており、憲法29条1項の財産権侵害及び人権侵害である。	起業者は、本件事業を進めるに当たり、意見書提出者を含む各地権者等への交渉を行っており、そのほか測量調査、用地説明、工事開始等の各段階において、地権者や地域住民に対する説明会を開催するなどしている。また、本件事業認定申請に当たり、平成24年2月19日に事業説明会を開催しているが、当時、意見書提出者の父親が地権者であったことから、当該父親に対して通知を行うなどしており、事業認定の申請に必要な手続を実施している。
	② 起業者は、事業認定申請前の事業説明会の開催について高齢の父親だけに通知し、父親1人対起業者側計13名でつるしあげようとした。	事業認定申請前の事業説明会は、地権者のみならず、事業認定について利害関係を有する者に事業の説明をすることを目的に実施するものであり、その手続については、土地収用法施行規則に基づき、地方の新聞紙に公告し、さらに、土地等の権利を提供することについて同意をしていない者に対し、文書をもって通知することとされている。 本件事業に係る事業説明会(平成24年2月19日開催)を開催するに当たり、起業者は、当該規則に則り、新聞公告を行い、一般に周知するとともに、当時、意見書提出者の父親が地権者であったことから、当該父親に個別通知を行ったものであり、意見にあるように父親1人だけを対象に開催しようとしたものではない。
その他 (補償等)	① 用地買収に反対ではないが、今回で6回目となる買収金額がハツ場ダムに伴う岩島地区の田畑の約100分の1であまりにも二束三文の安値である。今回だけは騙されず満足のいく契約がしたいだけであり、買収金額は同地区の3分の1ぐらいにはしてもらわないと話にならない。 そうでなければ、過去に起業者が未登記のまま道路を造ってしまった祖父の土地について、現在は私名義になっているので、51年分の賃借料を頂きたい。	事業認定庁は、起業者による事業認定申請について、土地収用法第20条各号の要件を満たしているかどうかを審査し、事業認定の可否を判断するものであり、補償及び過去の別事業における対応に関しては、個別の事業認定において考慮すべき事項ではないと考えられる。 なお、本件事業の施行に伴う用地補償については、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年閣議決定)などに基づき適切に行われている。